

令和5年度 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導 (VOL.1)

佐賀県健康福祉部障害福祉課

【指導・監査】

- 1 指導・監査の概要について
- 2 指導・監査の強化について
- 3 指導監査業務の根拠法令について

1 指導・監査の概要について

1 指導

(1) 目的

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費の適正化を図り、佐賀県における障害者及び障害者児の福祉の増進に寄与。

《根拠規定》 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第11条第2項
児童福祉法第24条の15第1項及び第57条の3の3第4

(2) 指導方針

障害福祉サービス事業者等に対する指導は、指定障害福祉サービス事業等に関する法令等について、周知徹底。

※ 指定基準（人員、設備、運営等）、報酬基準、サービスの取扱い 等

(3) 指導形態

① 集団指導

- ・ 内 容 講習等又は動画配信方式等で実施

- ・対 象 事業開始後1年以内の事業者等（自立支援医療機関開設者を除く）、集団指導が
適当と認められる事業者等及び集団指導を希望する事業者等

② 実地指導

- ・内 容 事業所等において、関係書類の閲覧、設備の確認、職員に対する面談等を実施
- ・対 象
 - ア 《概ね3年に1度実施》 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、
指定障害児通所支援事業者、指定障害者支援施設設置者及び指定障害児入所施設設
置者
 - イ 《概ね1年以内》 事業開始後1年以内の事業者等
- ・時 期 毎年度6月頃から翌年3月まで
- ・体 制 原則2名以上の指導班で実施
- ・流 れ 事前通知→実地指導→結果通知→改善状況報告

③ 監査への変更

- ・著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及
ぼすおそれがあると判断した場合。
- ・自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認
められる場合。

2 監 査

(1) 目 的

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費の適正化を図り、佐賀県における障害者及び障害者児の福祉の増進に寄与。

《根拠規定》 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱
障害者総合支援法第48条、第51条の27及び第66条
児童福祉法第21条の5の22及び第24条の15

(2) 監査方針

障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容について、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消し等）に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

(3) 監査対象の選定基準

下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。

① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町、相談支援事業所等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から、特異傾向を示す事業者

② 実地指導において確認した情報

ア 県が確認した指定基準違反等

イ 市町が確認した指定基準違反等 (2) 監査方針

(4) 監査後の措置

① 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合に、「勧告、命令等、指定の取消等」を行う。

ア 「勧告」

- ・内容 期限を定めて、文書により人員、設備又は運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告
- ・対象 基準違反等の事実が確認された障害福祉サービス事業者等
- ・措置 期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表

イ 「命令」

- ・内容 期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令し、その旨を公示
- ・対象 正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった障害福祉サービス事業者等

ウ 「指定の取消等」

- ・内容 指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止し、その旨を公示

- ・対 象 事業者等が処罰等を受けたとき、命令を遵守しなかったとき、人員等が条例に定める基準を満たさないとき、設備及び運営基準に合わず適切な運営ができていないとき、給付等に係る費用に不正請求があったとき及び監査に従わなかったとき又は監査で虚偽報告を行ったとき等

② 聴聞等

監査の結果、命令又は指定の取消等の処分に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

③ 経済上の措置

ア 不正利得の返還

勧告、命令、指定の取消し等を行った場合、自立支援給付等の全部又は一部について、関係する市町に対し、不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導

イ 加算金の付加

命令又は指定の取消等を行った場合、原則として当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導

2 指導・監査の強化について

■平成30年度の報酬改定



○各種減算の見直し

障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の**減算の見直し**が行われた。

具体的には、

- 1 サービス提供職員欠如減算
- 2 サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算
- 3 個別支援計画未作成減算

○身体拘束の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合、**基本報酬が減算**される。

≪身体拘束廃止未実施減算【新設】≫

■事業者への指導



留意事項通知より（者・見ともに同趣旨。）

都道府県知事は、当該個別支援計画に係る運営基準の規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定の取消しを検討**するものとする。

全国的に事業者への行政処分が増えています・・・。



■全国の最近の行政処分事例

▽令和5年9月 和歌山県 新宮市

(事業の種類) 就労継続支援B型

(処分の内容) 指定の全部効力停止3か月

(処分の理由)

一部の利用者について、元管理者が在職中に実際の利用日数を超える利用日数を算定し、**故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行った。**

(※不正請求期間：令和2年7月から令和4年12月まで)

▽令和5年12月 福岡県 北九州市

(事業の種類) 児童発達支援・放課後等デイサービス

(処分の内容) 指定の取消し

(処分の理由)

利用者2名について、令和3年4月から令和4年5月までの間、実際はサービスを提供していなかったにもかかわらず、**サービスを提供していたかのように装った記録を作成し、不正に給付費を請求した。**

(返還額) 約3,700万円(加算金含む)



■行政処分されると…

個別支援計画は、すべての利用者に対して交付されなければならない非常に重要な書類であり、障害福祉サービスの根幹を成すものです。

しかしながら、個別支援計画の作成・管理がずさんな上、作成プロセスで不正を行う等の事例が相次いでいます。

もし行政処分されると・・・

- ・ 指定取消しで組織的関与が認められた場合、当該事業者として、**処分の日から5年間**、障害福祉サービス事業者の**指定を受けることができません**。
- ・ 行政処分の事実は**公表されます**。
- ・ 不正請求額を返還するだけでなく、当該返還額に**40%の加算金を上乗せした額**を支給決定市町から**請求される**場合があります。また、返還が遅れると事業者の財産を差し押さえられる場合があります。

佐賀県における実地指導等実績の推移 (H30～R04)

【実地指導】

年 度	H30	R01	R02	R03	R04
事業所等数	1,176	1,207	1,319	1,261	1,366
計画事業所等数(A)	297	398	413	394	401
実施事業所等数(B)	295	383	413	370	379
実 施 率(%)B/A	99	96	100	94	95

(参考) 主な文書指摘事項 [令和4年度]

[入所者処遇関連]

- ・ 運営の内容を記載した重要事項の記載文書の作成や説明などが、正しく行われていない。
- ・ 個別支援計画の作成手順などが正しく行われていない。
- ・ 利用者負担額等の受領が正しく行われていない。
- ・ 工賃、賃金の支払いが正しく行われていない。

[施設管理関連]

- ・ 運営規程の記載内容と実態に相違がある。
- ・ サービス提供の記録が不十分である。
- ・ 会計の区分が正しく行われていない。
- ・ 加算に係る過誤請求がなされている。
- ・ 身体拘束の禁止に関する取組みが正しく行われていない。

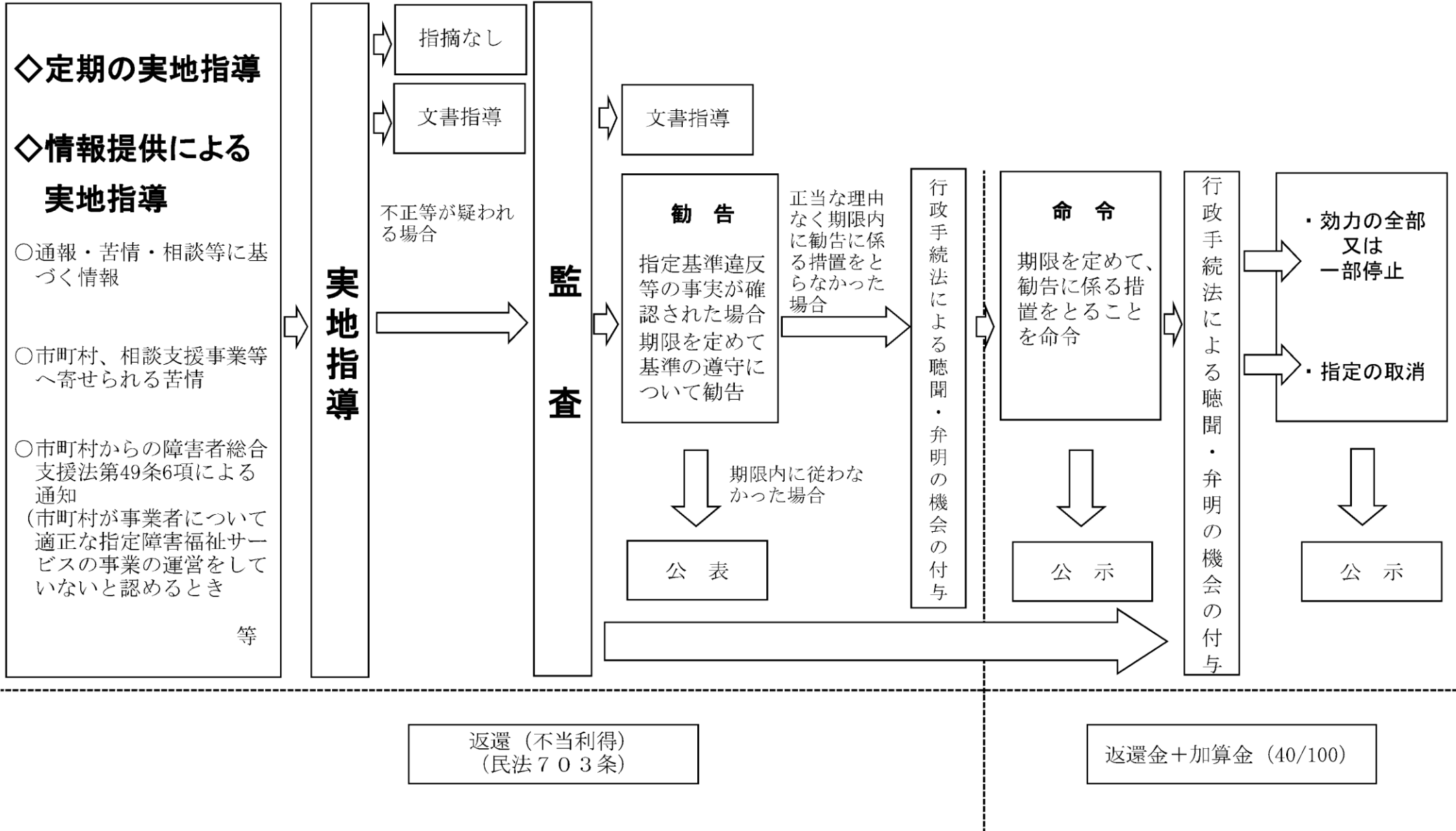
【監査】

年度	H30	R01	R02	R03	R04
事業所等件数	12	5	18	14	26

【行政処分】

年 度		H30	R01	R02	R03	R04
事業所等件数		1	0	1	0	6
(内訳) 処分内容	指定取消					5
	全部停止					
	一部停止	1		1		1
	命 令					

(参考) 障害者福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



3 指導監査業務の根拠法令

(実地指導～行政処分)

	事業種別	適用法令	適用条項	備考
実地指導	者	総合支援法	第11条第2項	
	児通所	児童福祉法	第57条の3の3第4項	
	児入所	児童福祉法	第24条の15第1項	
検 査	者	総合支援法	第51条の3第1項	業務管理体制
	者(相談)	総合支援法	第51条の3第2第1項	業務管理体制
	児通所	児童福祉法	第21条の5の27第1項	業務管理体制
	児入所	児童福祉法	第24条の19の2(準用)	業務管理体制
監 査	者	総合支援法	第48条第1項	
	者	総合支援法	第51条の27第1項	指定一般相談支援事業所
	児通所	児童福祉法	第21条の5の22第1項	
	児入所	児童福祉法	第24条の15第1項	
勸 告	者	総合支援法	第49条第1項	指定障害福祉サービス事業者
	者	総合支援法	第49条第2項	指定障害者支援施設等
	者	総合支援法	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業所
	者	総合支援法	第51条の4第1項	業務管理体制

※「検査」とは、県要綱において、実地指導の際併せて行うことができることとしている「業務管理体制」に係る検査。令和元年度から実地指導に併せて行う旨通知済。

	事業種別	適用法令	適用条項	備考
勸告	者（相談）	総合支援法	第51条の33第1項	業務管理体制
	児通所	児童福祉法	第21条の5の23第1項	
	児通所	児童福祉法	第21条の5の28第1項	業務管理体制
	児入所	児童福祉法	第24条の16第1項	
	児入所	児童福祉法	第24条の19の2（準用）	業務管理体制
公表	者	総合支援法	第49条第3項	
	者	総合支援法	第51条の4第2項	業務管理体制
	者	総合支援法	第51条の28第3項	指定一般相談支援事業所
	者（相談）	総合支援法	第51条の33第2項	業務管理体制
	児通所	児童福祉法	第21条の5の23第2項	
	児通所	児童福祉法	第21条の5の28第2項	業務管理体制
	児入所	児童福祉法	第24条の16第2項	
	児入所	児童福祉法	第24条の19の2（準用）	業務管理体制
命令	者	総合支援法	第49条第4項	
	者	総合支援法	第51条の4第3項	業務管理体制
	者	総合支援法	第51条の28第4項	指定一般相談支援事業所
	者（相談）	総合支援法	第51条の33第3項	業務管理体制

	事業種別	適用法令	適用条項	備考
命 令	児通所	児童福祉法	第21条の5の23第3項	
	児通所	児童福祉法	第21条の5の28第3項	業務管理体制
	児入所	児童福祉法	第24条の16第3項	
	児入所	児童福祉法	第24条の19の2（準用）	業務管理体制
公 示	者	総合支援法	第49条第5項	
	者	総合支援法	第51条の4第4項	業務管理体制
	者	総合支援法	第51条の28第5項	指定一般相談支援事業所
	者（相談）	総合支援法	第51条の33第4項	業務管理体制
	児通所	児童福祉法	第21条の5の23第4項	
	児通所	児童福祉法	第21条の5の28第4項	業務管理体制
	児入所	児童福祉法	第24条の16第4項	
	児入所	児童福祉法	第24条の19の2（準用）	業務管理体制
指定の取消し等	者	総合支援法	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者
	者	総合支援法	第50条第3項（準用）	指定障害者支援施設等
	者	総合支援法	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業所
	児通所	児童福祉法	第21条の5の24第1項	
	児入所	児童福祉法	第24条の17第1項	

【 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者研修制度 】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修

実務経験

障害児者等の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験

(3～8年)

※業務内容等により実務経験の年数が異なります。

研修（原則の流れ）

配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可。

基礎研修

A・Bは別々に実施、受講について前後は問わない

A
相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了(11時間)

B
サービス管理責任者等基礎研修(分野統一)を修了(15時間)

OJT
(2年以上)

実践研修

令和3年度～実施

サービス管理責任者等実践研修を修了(14.5時間)

研修（例外的な流れ：下記要件①～③を満たす方）

基礎研修

A・Bは別々に実施、受講について前後は問わない

A
相談支援従事者初任者研修(2日課程)を修了(11時間)

B
サービス管理責任者等基礎研修(分野統一)を修了(15時間)

OJT
(6ヶ月以上)
※個別支援計画作成の業務

実践研修

令和3年度～実施

サービス管理責任者等実践研修を修了(14.5時間)

- 要件①：基礎研修講受講時に既に配置に係る実務経験を満たしていること
- 要件②：個別支援計画作成の一連の業務に従事すること
- 要件③：①及び②を満たしていることを指定権者（佐賀県）に届出ること

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

更新研修

※5年毎に受講

サービス管理責任者等更新研修を修了(13時間)

【新規創設】

専門コース別研修
(任意研修)

※佐賀県では実施していない

サービス管理責任者等研修 標準カリキュラム

基礎研修		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

相談支援従事者初任者研修		時間数
講義	1 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 令和5年度までの間は、「サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習」を省略することができる。

サービス管理責任者の実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	それ以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	3年以上 (資格に基づく業務3年以上の者)	5年以上	5年以上
		b 児童相談所、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者			
		e 特別支援学校の従業者			
		f 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 3) 国家資格等を有する者(※1) 4) aからeの相談支援業務に従事した期間が1年以上である者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(二) 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務又は基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活訓練並びに訓練等に関する指導業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床の従業者	5年以上	8年以上	
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者				
	c 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者				
	d 特例子会社、重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所の従業者				
	e 特別支援学校の従業者				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士。

※2 有資格者とは、社会福祉主事任用資格者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者、保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者。

児童発達支援管理責任者の実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※2	それ以外の 者
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体障害者・知的障害者)、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、 <u>老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</u> の従業者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者 (6) 保険医療機関(病院・診療所)の従業者で、次のいずれかに該当する者 a) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) b) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 c) 保育士保育又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 d) (1)から(5)の相談支援業務に従事した期間が1年以上である者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上	5年以上 うち老人福祉施設等(アンダーライン部分)を除く実務経験が3年以上	
	ロ 直接支援業務	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床</u> の従業者 (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> の従事者 (3) 保険医療機関(病院・診療所)、保険医療薬局、訪問看護事業所の従業者 (4) <u>特例子会社、重度障害者多数雇用(助成金受給)事業所</u> の従業者 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 (国家資格者)及び※2 (有資格者)の内容については、サービス管理責任者と同じ。

令和5年度サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を**満たしている**。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務に従事**する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

② やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3～8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が急な退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

【業務管理体制について】

業務管理体制整備の届出について

休止・廃止届を事前届出制にするなどの
制度改正が平成24年4月から施行されています。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等（注1）は、法令遵守等の業務管理体制の整備（注2）とその届出が義務づけられています。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

（注1）業務管理体制の届出が義務づけられる事業者等の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者

(注2) 業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ（次表参照）、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要



(注3) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4) 業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

届出は（注1）ア～オの事業者等の種類ごとに行う必要があります。

	事業所等の区分	届出先	備 考		事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	③	全ての指定事業所等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※）	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村		④	全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
				⑤	①から④以外の事業者等	都道府県	

【届出書のイメージ】

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式 第2号様式も同様

受付番号

届出日を記入してください。

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号に記入する必要はありません。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

業務管理体制を整備し届け出る場合は、（整備）に○を付けてください。

事業者の名称、住所、法人の種類別、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

1	届出の内容	(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 整備
		(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）
2	フリガナ	カスミガセキカブシキカイシャ
	名称又は氏名	霞ヶ関株式会社
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 100-****) 東京 都道 千代田 郡 市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 区
	連絡先	電話番号 03-5253-**** FAX番号 03-5253-****
業 者	法人の種類別	営利法人
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 代表取締役 フリガナ トシヨシ 伊の 生年 年 月 日 氏名 東京 一郎 月日 昭和++年△月○日
	代表者の住所	(郵便番号 100-****) 東京 都道 港 郡 市 ***一丁目2番地3号 府県 区 (ビルの名称等)

3	事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	サービス種別	所在地
---	-------------	-------	-------	-------	--------	-----

○ 「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

○ 欄内書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

○ 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

○ なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

○ 該当する事業者の区分に○を付けてください。

4	障害者総合支援法上の該当する条文（事業者の区分）	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)
		(2) 法第51条の31（指定相談支援事業者）

5	障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に該当する届出事項	第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 厚生 花子（つばい はな） 生年月日 昭和〇〇年+月*日
		第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
		第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

○ 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。

○ 第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

○ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。（注）添付資料については、（参考資料）に御留意ください。

6	区分変更	区分変更前の行政機関名称、担当部（局）課	
		事業者（法人）番号	
		区分変更の理由	
		区分変更後の行政機関名称、担当部（局）課	
		区分変更日	年 月 日

業務管理体制を整備し届け出る場合は、6の欄に記入する必要はありません。

(日本工業規格A列4番)

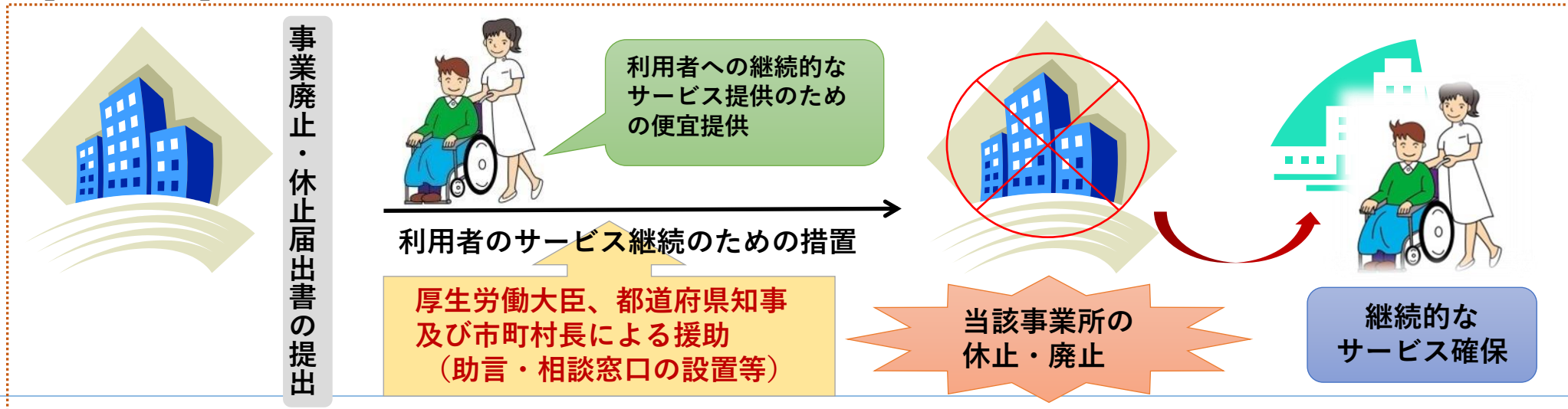
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出時期は、休止・廃止予定日の1月前までになっています。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することになっています。

3 休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

- 休止・廃止時においては、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

障害福祉サービス

◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
 - ・ 居宅介護
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 同行援護
 - ・ 行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
 - ・ 生活介護（※）
 - ・ 短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
 - ・ 重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
 - ・ 共同生活援助
 - ・ 自立生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
 - ・ 自立訓練
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労継続支援
 - ・ 就労定着支援

（※）施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

- ・ 障害者支援施設

相談支援(障害者)

◎ごとの類型内で適用

- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援

相談支援(障害児)

- ・ 障害児相談支援

参照
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0033210/index.html>



【事故発生時の報告について】

●佐賀県障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告の取扱要領

1 目的

障害福祉サービス事業所等において、利用者に対するサービス等提供時に事故が発生した場合の県への報告の取り扱いを定め、事故等の再発防止及び利用者の安全確保を図ることを目的とする。

2 報告対象者

次に掲げる事業を実施する事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 障害福祉サービス
- (2) 障害者支援施設
- (3) 一般相談支援
- (4) 特定相談支援
- (5) 障害児通所支援
- (6) 障害児入所施設
- (7) 障害児相談支援

3 報告対象となる事故等

障害福祉サービス事業者等は、サービス提供時に下表に該当する事故等が発生した場合は、「4 報告の方法」により報告する。

報告事項区分		留意事項
①	サービス提供中の利用者のけが又は死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・報告を要するけがの程度は医療機関を受診した場合を原則とし、事業者側の過失の有無を問わない。ただし、擦過傷や打撲など軽微なけがは除く。 ・「サービス提供中」とは、送迎・通院の時間帯も含む。 ・「死亡」は、病気による死亡など明らかに事故死とは認められないものは除く。
②	職員の法令違反・不祥事	<p>利用者の処遇に関わるものとする。</p> <p>【例】利用者からの預かり金の横領、利用者等の保有する財産を滅失させた等</p>
③	人権侵害等	事業所内で発生した人権侵害、虐待と考えられる事案をいう。
④	無断外出	警察への通報等による捜索を要するものとする。
⑤	災害	火災等により物的・人的被害が発生した場合をいう。
⑥	その他	その他、事業者が報告を必要と判断するものについて報告すること。

4 報告の方法

- (1) 障害福祉サービス事業者等は、「3 報告対象となる事故等」が発生した場合、原則として発生から1週間以内に様式第1号を作成し、FAX又はメールにより下記報告先まで報告するものとする。なお、死亡事故及びそれに類するものである場合は、電話による報告も併せて行うこと。

【報告先】

佐賀県健康福祉部障害福祉課指導担当

電話：0952-25-7401

FAX：0952-25-7302

メール：shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

- (2) 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、適宜追加報告を行うものとする。
- (3) 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて再発防止策等を含む詳細報告を行うものとする。

5 その他

感染症及び食中毒の集団発生については、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚生労働省通知）に基づく対応を行うこととする。

障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告書

記入担当者		職名	
-------	--	----	--

①事業所の概要	法人名							
	事業所名		事業所番号					
	事業所所在地							
	電話番号	-	FAX番号	-				
	提供サービス (事故が発生したサービス)	<input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行支援 <input type="checkbox"/> 行動支援 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援 <input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型 <input type="checkbox"/> 就労定着支援 <input type="checkbox"/> 自立生活援助 <input type="checkbox"/> 共同生活援助 <input type="checkbox"/> 施設入所支援 <input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援 <input type="checkbox"/> 計画相談支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援						
②対象者	氏名			主たる障害				
	年齢		性別		障害支援区分			
	支給決定市町							
③事故等の概要	事故等発生日	令和	年	月	日	時	分	頃
	発生場所							
	事故等の種別・内容	<input type="checkbox"/> サービス提供中の利用者のけが又は死亡事故 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反・不祥事件等の発生 <input type="checkbox"/> 人権侵害等 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他						
		<内容>						
	傷病等の有無・内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
		<内容>						
受診した医療機関								
損害賠償等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							

④その他	関係機関への連絡	<input type="checkbox"/> 家族・保護者 <input type="checkbox"/> 支給決定市町 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	事故等の現況	<input type="checkbox"/> 解決済み <input type="checkbox"/> 継続中(経過報告の必要あり)	
	事故等への対応	 (注) 案件継続中の場合も、今後の対応等を記載してください。	
	再発防止に向けた対応策		

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成17年2月22日 厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。)においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願います。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という)第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。
9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所(日常生活支援住居施設含む)
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園
- ※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第18条(保健所との連絡)等の規定にも留意すること。
- 児童厚生施設

- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所(訪問系サービスのみを提供する事業所を除く)
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

(注) 感染症には、5類感染症となった新型コロナウイルス感染症が含まれる。